

《 軽自動車税の減免基準 》

① 身体障害者手帳をお持ちの方

障 が い の 区 分		本人運転	家族運転・常時介護者運転
視覚障がい		1級～3級、4級の1	1級～3級、4級の1
聴覚障がい		2級～3級	2級～3級
平衡機能障がい		3級	3級
音声機能障がい（注2）		3級（喉頭摘出者に限る）	—
上肢不自由		1級～2級	1級～2級の1、2級の2（注1）
下肢不自由		1級～6級	1級～2級、3級の1（注1）
体幹不自由		1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障がい	上肢機能	1級～2級（一上肢のみの場合を除く）	1級～2級（一上肢のみの場合を除く）
	移動機能	1級～6級	1級～3級（一下肢のみの場合を除く）
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸 の機能障がい		1級、3級～4級	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～4級	1級～3級
肝臓機能障がい		1級～4級	1級～3級

（注1） 複合障害により身体障害者手帳の等級が上がっている場合は、個々の障害の等級で判定します。

ただし、次の複合障害の場合は、複合の等級で判定します。

上肢不自由と下肢不自由の複合障害で、一上肢上腕1/2欠損（2級の3）又は一上肢機能全廃（2級の4）と一下肢大腿1/2欠損（3級の2）又は一下肢機能全廃（3級の3）の複合障害により身体障害者手帳の等級が1級の場合は、家族運転、常時介護者運転に該当します。

（注2） 言語機能障害及びそしゃく機能障害は含みません。

② 療育手帳をお持ちの方

障 が い の 区 分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
	—	障がいの程度「A」

③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

障 が い の 区 分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
	—	1級

④ 戦傷病者手帳をお持ちの方・・・対象となる障がいの等級については、税務課までお尋ねください。